【別紙1】

寄附金控除について

当募金は大阪国税局から、地方公共団体に対する寄附金として寄附金控除に該当する旨の確認を受けています。

1 個人が寄附した場合(所得税法 78 II ①・地方税法 37 の 2・地方税法 314 の 7) その年の寄附金総額から 2 千円を控除した金額が当該年の所得から控除され、所得税額 を減額できます。(但し、寄附金総額が総所得金額の 40%を上回る場合は 40%が限度額 となります。)

また、<u>納税義務者の居住地に関係なく、個人住民税から税額控除(基本控除額+特例控除額)されます</u>。〔大阪市課税課見解〕(必要に応じ各自治体にお問合せください。)

つまり、<u>実質自己負担額は年間2千円</u>(寄附金総額が限度額内ならば)ということです。 (**ふるさと納税同様です。確定申告が必要です。返礼品はありません。**)

2 ご寄附いただいた方(1万円以上)には、令和7年分・令和8年分の各確定申告前に当 委員会から領収書を送付します。

(領収書送付対象者は必ず住所・氏名をお知らせください。また、寄附金控除には納税義務者名義の領収書が必要ですので、被扶養者が寄附される場合は、寄附者本人の氏名だけではなく、領収書名義(納税義務者氏名)も併せてお知らせください。確定申告手続まで領収書は大切に保管してください。)

3 法人が寄附した場合(法人税法 37Ⅲ①) 損金算入額は寄附金全額となります。

4 その他

- ・ 寄附金控除は暦年単位ですので、募金期間が年をまたぐ場合は、暦年(令和7年・令和8年)毎に寄附いただき控除を受けることができます。 (そのため、専用払込用紙を2枚同封しております。)
- ・個々人の控除限度額目安はふるさと納税サイト等で試算できます。
- ・令和7年・令和8年の各年はふるさと納税返礼品(団子)に誘惑されず、天高愛(花)を育んでみませんか。

寄附金控除に関する確定申告時の注意点(個人が寄附した場合)

申告書第二表の住民税に関する事項中「都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)」 欄に寄附金額を忘れずに必ず記入してください。 ↓ ココ ↓

0	○ 住民税・事業税に関する事項										
	非上場株式の				給与、公的年金等以外の 所得に係る住民税の徴収方法		都道府県、市区町村 への寄附	共同募金、日赤	都道府県	市区町村	
民	少額配当等	の特例	控 除 額	所得割額控除額	特別徴収	自分で納付	(特例控除対象)	その他の寄附	条例指定寄附	条例指定寄附	
税	円	円	円	円	0	0	円	円	円	円	

(例) 寄附金控除申告が本件寄附金のみ 10,000 円 (40%限度額内) の場合 上記 (特例控除対象) 欄→10,000 円、第一表「寄附金控除」欄→8,000 円 第二表「寄附先の名称等」欄→当募金委員会名、「寄附金」欄→10,000 円

【別紙2】

今回の寄附(募金状況)に関する公表方針について

募金委員会HP上の公表

- ・現在募金合計金額及び目標金額に対する達成率
- ・所属別・卒業期別の募金状況(合計件数・合計金額)

事業終了時に寄附者あて送付予定の事業報告文書における公表

- 事業収支報告
- ・寄附者全員の氏名一覧(別途氏名の公表に「同意する・同意しない」を意向確認)

コート横に設置予定の記名プレート

- ・2カ年合わせて5万円以上の寄附者の氏名一覧(別途 記名を[希望する・希望しない]を意向確認)
- ※事業報告書における氏名公表同意の有無、記名プレートへの記名希望の有無について ご連絡がなく不明の際は、同意する、希望するとして取り扱わせていただきます。